

千葉県報

定例
令和6年9月6日

第13971号

令和6年9月6日(金曜日)

千葉県報

主要目次

- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(三件) 一七
- 土砂災害警戒区域の指定(二件) 八
- 土砂災害特別警戒区域の指定(二件) 九
- 都市計画都市高速鉄道事業の認可 九
- 環境影響評価方法書の送付及び縦覧等 九
- 宅地建物取引業法に基づく処分 〇
- 収用委員会公告 〇
- 土地収用法に基づく審理の開始 〇
- 特定調達公告 〇
- 落札者等の公告(二件) 〇

告示

千葉県告示第四百四十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、火光利用さば漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和六年九月六日

制限措置の内容

1 漁業種類

火光利用さば漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三條第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの(以下「旧トン数適用漁船」という。))にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下)。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船

千葉県知事 熊谷 俊人

船で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下(旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下)とする。

3 推進機関の馬力数
定めなし

4 操業区域

館山市洲崎灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

5 漁業時期

周年

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が千葉県の区域にある者	二十七隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県内の区域にある者	一隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	四隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和六年九月十日から十月九日まで

千葉県告示第四百四十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、敷網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和六年九月六日

制限措置の内容

1 漁業種類

あじ・さば棒受網漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三條第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用

千葉県知事 熊谷 俊人

を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあっては、総トン数五十トン以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五十トン以上百五十トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数五十トン以上百トン以下）とする。

3 推進機関の馬力数
定めなし

4 操業区域
いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

5 漁業時期
総トン数十トン未満の船舶にあっては八月一日から十二月三十一日まで、総トン数十トン以上の船舶にあっては八月一日から十月三十一日まで

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	三隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	一隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和六年九月十日から十月九日まで

千葉県告示第四百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号。以下「規則」という。）第十一条第二項の規定により、うなぎ稚魚漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 制限措置の内容
その一

1 漁業種類
かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的と

2 する漁業をいう。）

2 漁業時期
令和六年十二月一日から令和七年四月十五日まで
3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
共同漁業権内共第十一号及び内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域（規則第三十六条第二項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	四人
共同漁業権内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点及び北緯三十五度四十四分二十秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点及び北緯三十五度四十	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	四十六人

3 漁業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数	2 漁業時期 令和六年十二月一日から令和七年四月十五日まで	1 漁業種類 ひき網漁業	松潟堰から下流の一宮川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。))の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	三人
			横芝堰から下流の栗山川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。))及び大布川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。))の水域	武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	八人

3 漁業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数	2 漁業時期 令和六年十二月一日から令和七年四月十五日まで	1 漁業種類 すくい網漁業(船舶を使用しないで行う漁業に限る。))	清水堰から下流の南白亀川(支派川)	長生郡白子町内に住	百七人
			横芝堰から下流の栗山川(支派川(分岐点から五百メートルまでの水域に限る。))を含む。))及び大布川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。))の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	百二十九人

<p>五井大橋下流端から下流の養老川(支派川)(分岐点から五百メートル以内の</p>	<p>小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川(支派川)(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。)を含む。)の水域</p>	<p>横渚橋下流端から四十メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から三百二十メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市(旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。)の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。)の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>潮止堰から下流の夷隅川(旧夷隅川残存水面及び支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。)、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。))の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。))の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>
<p>多喜町内に住所を有</p>	<p>のと認められる者</p>	<p>鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>
<p>五人</p>	<p>二十八人</p>	<p>七十六人</p>	<p>百四十七人</p>	
<p>共同漁業権共第五十二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p>	<p>共同漁業権共第五十号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p>	<p>共同漁業権共第五十四号、共第五十五号及び共第五十六号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p>	<p>共同漁業権共第五十七号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第五十六号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>水域に限る。))を含む。))の水域</p>
<p>を適正な流通の枠組</p>	<p>所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚</p>	<p>を適正な流通の枠組みのもとで認められる者</p>	<p>旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>
<p>捕したうなぎの稚魚</p>	<p>を適正な流通の枠組</p>	<p>を適正な流通の枠組みのもとで認められる者</p>	<p>を適正な流通の枠組みのもとで認められる者</p>	<p>を適正な流通の枠組みのもとで認められる者</p>
<p></p>	<p>三十七人</p>	<p>八人</p>	<p>九十四人</p>	<p>十人</p>

<p>共同漁業権共第四十号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p>	<p>駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>
<p>みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するもの</p>
<p>三十五人</p>	<p>六十人</p>	<p>八十九人</p>	<p>百二十三人</p>	<p>五十二人</p>
<p>殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域</p>	<p>松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域</p>	<p>亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の水域</p>
<p>と認められる者</p>	<p>長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>館山市内に住所を有し、かつ、採捕した</p>
<p>三十人</p>	<p>十九人</p>	<p>四十五人</p>	<p>九人</p>	<p>五人</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>十人</p>

その五

<p>る。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>旭市及び匝瑳市(旧野栄町の区域に限る。)の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。)の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>富津市富津の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。)の水域</p>	<p>共同漁業権共第五十七号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域のうち基点北二十二号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域 吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域</p>
<p>うなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>
	<p>七十八人</p>	<p>十人</p>	<p>三人</p>	<p>十一人</p>

<p>1 漁業種類 すくい網漁業(船舶を使用しないで行う漁業を除く。)</p> <p>2 漁業時期 令和六年十二月一日から令和七年四月十五日まで</p> <p>3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p>	<p>操業区域</p>	<p>漁業を営む者の資格</p>	<p>許可をすべき漁業者の数</p>
<p>共同漁業権内共第十二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域(北緯三十五度四十四分九秒東経百四十四度四十九分三十六秒の点及び北緯三十五度四十四分二十秒東経百四十四度四十九分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十四度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十四度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十四度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十四度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十四度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十四度四十七分二十四秒の点及び北緯三十五度四十七分十五秒東経百四十四度四十七分十六秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。)</p>	<p>勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多</p>	<p>二十四人</p>	

瀬戸上灰毛	区域の名称	野田市瀬戸上灰毛及び三ツ堀の区域	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
	指定に係る区域			

一 指定に係る区域

千葉県知事 熊谷 俊人

令和六年九月六日

千葉県告示第四百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十四年千葉県告示第百三十二号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者

市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者

市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第十一号（令和五年九月一日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域

松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域

長生郡一宮町又は睦沢町に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者

一人

五人

許可を申請すべき期間
令和六年九月十二日から十月十一日まで

瀬戸一	区域の名称	野田市瀬戸上灰毛の区域のうち、次の図面に示す区域	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
	指定の区域			

二 指定の解除に係る区域

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
七光台一	野田市七光台及び五木新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上花輪三	野田市上花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上花輪四	野田市上花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上花輪五	野田市上花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上花輪六	野田市上花輪及び上花輪新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花井一	野田市花井、中根及び花井一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中野台一	野田市中野台及び中野台鹿島町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上三ヶ尾一	野田市上三ヶ尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬戸一	野田市瀬戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

瀬戸二	に示す区域	野田市瀬戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬戸三	野田市瀬戸及び三ツ堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西三ヶ尾一	野田市西三ヶ尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
船形一	野田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
木間ヶ瀬一	野田市木間ヶ瀬及び木間ヶ瀬新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
木野崎一	野田市木野崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
木野崎二	野田市木野崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
目吹一	野田市目吹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
目吹二	野田市目吹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年九月六日

千葉県知事

熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上花輪三	野田市上花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上花輪五	野田市上花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十四年千葉県告示第三百三十九号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

上花輪六	ち、次の図面に示す区域	野田市上花輪及び上花輪新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花井一	野田市花井、中根及び花井一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
上三ヶ尾一	野田市上三ヶ尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
瀬戸一	野田市瀬戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
瀬戸三	野田市瀬戸及び三ツ堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
船形一	野田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
木間ヶ瀬一	野田市木間ヶ瀬及び木間ヶ瀬新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
木野崎一	野田市木野崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
木野崎二	野田市木野崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
目吹一	野田市目吹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	
目吹二	野田市目吹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	

令和六年九月六日

指定に係る区域

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
瀬戸上灰毛	野田市瀬戸上灰毛及び三ツ堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

一 「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて縦覧に供する。

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
瀬戸上灰毛	野田市瀬戸上灰毛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、船橋都市計画都市高速鉄道事業を次のとおり認可した。

令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
東葉高速鉄道株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称
船橋都市計画都市高速鉄道事業第五号線
- 三 事業施行期間
令和六年九月六日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

公 告

取用の部分 船橋市東町及び米ヶ崎町地内
使用の部分 船橋市東町及び米ヶ崎町地内

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第七条の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
市原市 市原市長 小出譲治 市原市国分寺台中央一丁目一番地一
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力三百四十四トン
- 三 対象事業実施区域
市原市福増一二四番地二
- 四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
市原市及び長生郡長柄町
- 五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
 - 1 縦覧場所
千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部クリーン推進課、市原市役所南総支所及び市原市福増クリーンセンター並びに長柄町建設環境課
 - 2 縦覧期間
令和六年九月六日から十月七日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）
 - 3 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等

1 提出期限

令和六年十月二十二日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）

2 提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

(三) 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他

(一) 3(三)の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

(二) 意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
令和六年九月十四日（土曜日）午前十時から正午まで	市原市福増クリーンセンター（市原市福増一四番地二）
令和六年九月十四日（土曜日）午後二時から午後四時まで	市原市福増クリーンセンター（市原市福増一二四番地二）
令和六年九月十七日（火曜日）午後六時から午後八時まで	市原市役所第二庁舎（市原市国分寺台中央一丁目一番地一）

宅地建物取引業法に基づく処分

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次のとおり処分した。

令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号該当

一 商号 ミライズエージェント株式会社

二 事務所の所在地 千葉市中央区中央三丁目一七番二号ライオンビル一〇三号

三 代表者の氏名 中村恭平

四 免許番号 千葉県知事（二）第一六六七九号

五 免許年月日 令和元年七月十六日

六 処分の内容 令和六年八月九日付けで免許取消し

収用委員会公告

土地収用法に基づく審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第五項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和六年九月六日

千葉県収用委員会会長 三谷 紘

一日時 令和六年十月七日 午後二時

二 場所 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県庁南庁舎四階収用委員会審理室

三 審理の内容

1 大網白里市施行の大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第七十八条第一項の規定による損失の補償に関する次の裁決申請事件について
申請のあった建築物等の所在及び地番

建築物等の所在	地番（従前）
大網白里市駒込字上式町五反	四二六番五
2 大網白里市施行の大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業に係る土地区画整理法第一条第一項の規定による損失の補償に関する次の裁決申請事件について 申請のあった宅地の所在及び地番	
宅地の所在	地番（従前）
大網白里市駒込字上式町五反	四二六番五
大網白里市駒込字上式町五反	四二六番八

特定調達公告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものとする。〕

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

〔掲載順序〕

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県庁本庁舎外携帯内線システム構築業務 一式 ②千葉県総務部管財課 千葉市
中央区市場町1番1号 ③令和6年6月28日 ④株式会社NTTドコモ 東京都千代田
区永田町二丁目11番1号 ⑤19,805,610円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年5
月17日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和6年9月6日

千葉県知事 熊谷俊人

〔掲載順序〕

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び
所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の
氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①令和6年度へリコプターかとり3号(川崎式BK117C-2型、JA93CP)9
年目定期耐空証明更新基本整備 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長
洲一丁目9番1号 ③令和6年7月2日 ④セントラルヘリコプターサービス株式会社
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1 ⑤63,703,310円 ⑥一般競
争入札 ⑦令和6年5月21日

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八